

令和6年度蕨市母子保健連絡調整会議 議事録概要

日 時 令和6年8月29日(木)
午後1時30分～午後2時45分
場 所 保健センター(健康教育室)

- <出席者> 委 員：島崎会長 山崎副会長 三谷委員 坂本委員 赤松委員
工藤委員 安達委員 根津委員 福田委員 小山委員
安治委員
事務局：細野保健指導係長 鹿嶋保健師 影澤保健師 伊藤保健師
善養寺保健師 鎌田保健師 松本保健師
- <欠席者> 委 員：湊委員 関委員
- <傍聴者> なし

- 配布資料 ①蕨市母子保健連絡調整会議次第
②令和5年度事業実施状況報告
(母子保健、歯科保健、予防接種)
③別紙1 令和5年度4か月児健康診査
【股関節スクリーニング結果】
④別紙2 令和6年度事業について(低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業、5歳児健康診査事業、四種混合ワクチンからHibワクチンを加えた五種混合ワクチンへ変更、小児用肺炎球菌ワクチンに15価ワクチンが追加)
⑤別紙3 令和7年度以降の事業実施予定について
(妊婦のために支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設、1か月児健康診査事業、今後の母子保健のDX化について)
⑥母子保健連絡調整会議設置要綱
⑦蕨市母子保健連絡調整会議委員名簿

会長・副会長選出

会長・副会長挨拶

自己紹介

議事

< (1) 令和5年度事業実施状況報告について >

○会 長：それでは、議題に移らせていただきます。お手元の次第に従ってすすめさせていただきます。

議題 (1) 令和5年度事業実施状況報告について、事務局より報告をお願いいたします。

◆事務局：令和5年度事業実施状況、主要事業について説明。

・令和5年度 母子保健事業、歯科保健事業（母子関係）、予防接種事業報告

○会 長：令和5年度事業について何かご質問・ご意見はございますか。

私からうかがいます。伴走型相談支援事業は具体的にはどんな内容のことをされていますか。

◆事務局：これは、出産・子育て応援事業の中の経済的支援である応援金の支給と同時に実施しているもので、主にはこの地域で、妊娠中や出産後に受けられるサービスのご紹介や、その他実際に困っていることや心配なことがないかを確認し、必要な場合は支援につなげ、継続的な支援を行っていくというものです。

○会 長：相談支援は定期的にみていくということでしょうか。

◆事務局：伴走型相談支援は、継続的な支援が必要という方以外では、子育て情報や相談の場などの情報提供等で終わる方もいれば、支援が必要と判断した方には、継続的な相談支援を行っていきます。

○会 長：こども家庭センターの「わらべび」とどう違うのでしょうか。

◆事務局：「わらべび」でも、妊娠中から子育て期も含めた全般的な相談を受けており、伴走型相談支援と「わらべび」で行う相談支援を区別するのは難しいところですが、どちらも、妊娠中から主には就学前までのお子さんを持つ保護者の方など全ての方を対象に実施しています。

「わらべび」の方は、最初の相談は、相談をしたいという方からのご連絡から関わりが始まることが多く、「伴走型相談支援」のほうは、相談のタイミングである、妊娠届出時という最初の入口から、妊娠8か月時の体調や心配事がないかのアンケートの時、赤ちゃん訪問の時などのタイミングで、実施者側から、困りごとや、心配事がないかを確認し、支援が必要と判断した方には継続的な支援を行っていくということが異なる点であると思います。

○会 長：他に、何かご質問はございますか。

一つおうかがいしたいのですが、1歳6か月児健診の歯科健診で不正咬合があると、どんな経過となっていくのでしょうか。

○委 員：不正咬合は、顎が発達していくと自然に治ってくるお子さんが多いので、経過観察ということになります。各健診の時に経過を診ていきますと、3歳6

か月児健診、4歳6か月児健診と年齢とともに不正咬合のお子さんは少なくなっています。

○会 長：経過観察ということですね。

○委 員：永久歯が生える前後あたりでないかと反対咬合だとマウスピースなどが入れられないので、それまではむし歯の管理という、虫歯予防に重点を置いた保健指導を行っています。

○会 長：他にご質問はございませんか。ないようでしたら、次の議題（2）の令和6年度事業について、事務局から説明をお願い致します。

◆事務局：令和6年度事業についてご説明させていただきます。

低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業です。

この事業は令和6年4月から事業が開始となりました。

事業内容としては、市民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる者に対し、妊娠の判定のために必要な初回産科受診料について、1万円を上限として受診料を助成するということと、その妊婦の方の状況を継続的に把握して必要支援につなげるということを目的とした事業です。

妊娠判定のための検査については、蕨市立病院へ委託して行っていただいております。

費用助成については、1万円の助成券を申請いただいた方で該当する方に交付し、委託先の蕨市立病院へ受診時に提出して受診いただき、費用の助成となります。

4月に事業を開始して、問い合わせが2件、そのうち1件の方は該当されていなく、もう1件については申請予定でしたが、後日申請しませんとご本人からご連絡があり、今のところ申請者はまだいらっしゃらない状況です。

次に5歳児健康診査です。

こちらについては、令和5年12月28日付で子ども家庭庁より、母子保健医療対策総合支援事業の実施についてということで、内容としては、出産後から就学までの切れ目のない健康診査の実施を整備して1か月児健康診査と5歳児健康診査の実施の旨の通知がございました。

5歳児健康診査としましては、5歳という年齢は発達障害が認知されてくる時期であるということで、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期でもあるので、5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、必要に応じて支援を行うとのこと。もう一つとして、生活習慣が確立してくる時期でもあるので、生活習慣について、育児について等、相談や保健指導を実施し、お子さんの健康の保持・増進を図るということも目的としている健診でございます。

また、令和6年3月29日付のこども家庭庁、厚生労働省、文部科学省の保健、福祉、教育関係部局それぞれの課長通知では、「健診においてこどもの発達

支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどがある場合に、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められますということで、特に5歳児健康診査では、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要となります。」とありましたので、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者の連携の重要性についても明記がされたところでございます。

この通知を受け、これまでの4歳6か月児健診から5歳児健康診査へ年齢を引き上げて、10月からの実施に向けて準備を進めているところでございます。

今年度対象児については、令和1年9月1日生まれから、令和2年4月1日生まれの方を対象として、年中さんの時に健診を受けていただけるように致しました。

先程連携のことを申し上げましたが、現在教育部門の方との打ち合わせを行っており、教育部門との連携についても検討している状況です。

次に予防接種についてです。

令和6年度からの変更点として、4種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンが追加されました。また、令和6年度4月からは、小児用肺炎用球菌ワクチンでは、今まで13価ワクチンでありましたが、15価ワクチンが追加され、10月1日からは20価ワクチンが追加される予定となっております。国から、13価ワクチンは使用ワクチンから除くという通知がありましたので、13価で接種を開始している方は20価へ切り替えていく方向になる見込みです。

子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種については、今年度が最終年度となる予定です。メディア等では、9月までに1回目の接種を検討するような周知が行われているところです。このワクチンは副反応等で接種を躊躇する方も多いワクチンではありますが、希望される方にはワクチン接種の有効性等のご説明とともに、接種完了までに6か月かかる予防接種であるため、3回を公費で受けるためにも、早めの接種をご検討くださいというご案内をお願いいたします。最短の接種で6か月かからない方法もありますので、そのあたりもご希望の方には先生方からご説明いただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

令和7年度からは通常の小学6年生から高校1年生までの対象となる予定です。

委員：小児用肺炎球菌ワクチンですが、4月1日から15価ワクチンが追加となり、13価ワクチンを除くようにという国からの通知もあるということですが、今

後については、15 価ワクチンと 20 価ワクチンはどちらでもよいということでの使用となっていくのか、それとも最終的には 20 価ワクチンだけになるのか分かれれば教えてください。

◆事務局：20 価ワクチンだけに移行していくというような国からの説明は今のところなく、20 価ワクチンの定期接種化に合わせて、13 価ワクチンを使用するワクチンから除くということだけです。現在のところ、運用としては原則として同一のワクチンで接種を促し、同一ワクチンでの接種が難しい場合については他のワクチンで接種を可能としていくということでの国からの説明でした。15 価ワクチンと 20 価ワクチンが残っていくという考えだと思います。

○会 長：他に質問はございますか。

○委 員：5 歳児健診を 10 月から開始されるということですが、以前 4 歳 6 か月児健診を実施されていて、4 歳 6 か月児健診で実施していた事業のながれの中で、今回 5 歳児健診を実施するにあたり、4 歳 6 か月児健診から新たに健診の従事者として、新たな職種が加わるなどがありますか。

◆事務局：職種についてですが、これまで実施してきた 4 歳 6 か月児健診から新たに加わる職種の方はおりませんが、発達面をみるということに重きを置いた健診で、問診票で発達面などを細かくうかがう内容となりましたので、保護者と本人と話をし、問診と保健指導に時間をかけられるように実施し、5 歳児健診でも引き続き、心理職も健診に従事する予定です。

また、医師会や歯科医師会の先生方にもご協力をいただき、これまで 4 歳 6 か月児健診で実施していた回数から実施回数を増やして、1 回の対象人数を少なくして実施する予定としています。

○委 員：蕨市は全国一小さい市で人口密度が高い、そして人口の中での外国籍の方の割合が高く、外国籍の方が増えていると思いますが、5 歳児健診は生活習慣もみていく健診ということで、文化の違いのある外国籍の方への保健指導など実施していくうえでの工夫などありましたら教えてください。

◆事務局：ことばの問題で、問診をうかがうときに、ニュアンスまで伝わりづらい面が他の健診でもありますが、翻訳機などを使用しながらお話をうかがったり、説明をしています。

また、生活習慣もそれぞれの母国での生活習慣と日本の生活習慣との違いはありますが、母国の生活習慣を尊重しながら、保健指導等を行っていくように心がけております。

○会 長：他に何かございますか。ないようでしたら、議題 (3) に移ります。

令和 7 年度以降の事業実施予定について、事務局から説明をお願いいたします。

◆事務局：令和 7 年度以降の事業実施予定についてご説明させていただきます。
まず、出産・子育て応援事業についてです。

この事業は、令和7年度から制度化され、経済的支援として、子ども・子育て支援法の改正で、「妊婦のための支援給付」、伴走型相談支援は、児童福祉法の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」として創設され、この2つの事業を組み合わせて行う事業として、令和7年度より「妊婦のための支援事業」を実施する予定です。

事業内容としては、妊婦であることの認定後、申請により5万円の支給と妊娠している子どもの人数×5万円の支給となります。また、これまで支給対象ではなかった流産・死産等の方も対象者となります。

その他、これまで子育て応援金は養育者へ支給となっておりましたが、新たなこの事業からは、全て妊婦の方への支給となることに変更点となります。運用については、流産・死産の方は別対応となりますが、基本的にはこれまでの、妊娠届出時、赤ちゃん訪問時などを活用して、新たな事業で行う申請手続きや妊婦等包括相談支援事業を実施していきます。

次に1か月児健診についてです。

こども家庭庁から、切れ目のない健康診査の実施をとのことで、1か月健康診査及び5歳児健康診査実施の旨の通知がありましたので、実施に向けて具体的に検討をしていきたいと考えております。

まだ、検討段階ですが、実施が決定いたしましたら、近隣の産科医療機関と委託契約を行い、医療機関で1か月健診を実施していただければということと、契約医療機関外で受診の場合は償還払いでの対応ということで、考えております。

次は、今後の母子保健のDX化についてです。

DX化については、母子保健や、予防接種のみならず、公費負担制度や地方単独の医療費助成など、住民、医療機関、自治体間での必要な連携をするための情報連携基盤（PMH）をデジタル庁が開発しており、予防接種の他、母子保健の分野では、乳幼児健診や妊婦健康診査が対象項目となる予定です。母子健康手帳の電子化については、国の動向として、令和8年度以降に全国の自治体で母子健康手帳のDXについてすすめているとのことです。現状では令和2年度以降マイナポータルを通じて妊婦健診・乳幼児健診の一部は閲覧可能となっております。蕨市においては母子手帳アプリの導入を検討している状況であります。

○会 長：1か月児健診は、産科の入院費用の中に含まれている医療機関が多いようですね。

◆事務局：そのような産科の医療機関が多いと聞いておりますので、1か月児健診を医療機関委託等で実施していくことが決まりましたら、1か月健診の助成について周知していきたいと思っております。

○委 員：妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業についてですが、現行の出産・子育て応援事業では、妊娠中の支給申請は、妊娠届出時の面談で申請を

受けて5万円の支給、子どもが生まれたら、こんにちは赤ちゃん訪問で相談支援を受け、申請をいただいて5万円の給付だと思うのですが、新たな制度では、妊婦であることの認定後、申請により5万円、ここは現行とかわらず、妊娠届出時に相談を受けて5万円を支給ということで変わらないと思うのですが、もう一つの妊娠している子どもの人数×5万円の支給というのが、今の出産・子育て応援事業の出産後の5万円にかわるという意味なのかを教えてください。

また、運用面のことですが、「いずれも、妊娠届出時や乳幼児全戸訪問事業のこんにちは赤ちゃん訪問を活用して」と書いてあるので、妊娠している子どもと乳児家庭全戸訪問事業は生まれる前と後で違うので、実際のところはようになっていくのか説明を加えていただければと思います。

- ◆事務局：正式な通知が来ておらず、説明会の資料ではこのような表現であったため、今回概要の説明として妊娠している子どもの数と表現といたしました。確かにご指摘がありましたように、妊娠している子どもの人数×5万円と、運用面で乳児家庭全戸訪問を活用としたという表現は矛盾があると思いますので、説明が不足していた部分を補足させていただきます。

現行では出産後に子育て応援金の支給となっておりますが、新制度では、妊娠中に子どもの人数×5万円の支給が可能です。子どもの人数をどのタイミングでどのような証明でということがまだはっきりしていないため、子どもの数が明確にわかる一つとして出産後の訪問である乳児家庭全戸訪問を活用という国からの説明もあり、運用面として基本的には現行の運用方法と変えずに、妊娠している子どもの数×5万円の申請は、流産・死産等の方を除いて、乳児家庭全戸訪問時として運用していく予定です。

今後、正式な通知が届きましたら、表現の仕方や運用面等を検討していきたいと思います。

- 委員：この制度は、経済的支援、相談支援を通じて、虐待児童を早期に発見するという目的もあると思います。その目的をもって、どのように国は新しい制度として変更しようとしているのかがまだ見えていないところがあるのでうかがいました。

- ◆事務局：正式な通知が11月ころには来る予定とのことですので、またわかり次第事業の目的を確認し具体的な事業内容を検討し決定していきたいと考えております。

- 会長：今後も、母子保健事業を行っていく中で、虐待予防などを常に考えながら事業を実施してってください。

それでは、他にご質問等ございませんか。ないようでしたら、事務局の方から他に検討事項はありますか。

- ◆事務局：特にありません。

○会 長：それでは、特にないようですので、議事を終了させていただきます。

午後2時45分事務局より閉会を宣言

母子保健連絡調整会議
会長 島崎 信次郎